

信州エネポータルサイト構築等業務仕様書（案）

長野県環境部ゼロカーボン推進課

この業務仕様書は、長野県（以下「県」という。）が行う信州エネポータルサイト構築等事業の実施に関する業務（以下「本業務」という）を委託するにあたり、その仕様等に関し必要な事項を定めるものである。

1 業務名

信州エネポータルサイト構築等業務

2 委託期間

契約日から令和9年3月31日まで

3 事業の目的等

(1) 目的

ゼロカーボン社会の実現を目指す本県では、最終エネルギー消費量を2030年までに2010年度比4割減とする目標を掲げ、施策の普及拡大に取り組んでいるが、家庭部門においては、大量消費・大量廃棄型の利便性を重視した生活様式の定着等により、エネルギー消費量の削減が十分に進まず、また既存住宅の省エネルギー性能の向上に関しては改修に伴う初期費用の負担感が障壁となり、改修の加速が見られない状況にある。

そこで、県民の省エネに関する正確な理解と行動変容を促し、県民一体の省エネルギー運動を推進するため、省エネルギー設備導入の長期的な経済的メリットを客観的に示す機能や国・県・市町村等の各種支援制度情報等を一元的に提供する機能を備えた専用ウェブサイトを構築する。

(2) ターゲット

年齢、性別、家族構成を問わず、家電の購入・買い替えを検討している人及び物価高騰の影響により電気代の高さが気になっている人をメインターゲットとする。

4 業務内容

以下の仕様に基づき本事業に係る業務を行うこととし、詳細については企画提案内容を基に県と受託者が協議し、調整の上、決定すること。

(1) 信州エネポータルサイトの構築

ア 専用サイトの制作

県のゼロカーボン社会共創プラットフォームWEBサイト「くらしふと信州」(<https://www.kurashi-futo-shinshu.jp/>)内に特設サイトを制作する。

制作にあたり、プラットフォームの専用Webサイトを作成・管理するCMS（コンテンツ・マネジメント・システム）を開発すること。CMSは市販のソフトウェア又は独自に開発されたもの（オープンソースCMSのカスタマイズ等を含む）のいずれも使用可能とする。た

だし、地方公共団体のサイト構築に使用実績があるものとし、セキュリティ、操作性及び保守性を十分有すること。

また、業務上必要となる機材、システムソフト等については、受託者が用意し準備すること。

イ 専用サイトの内容

以下の項目を基本としつつ、県と受託者が協議し、内容を決定する。

項目	備考
① 省エネの基礎知識 (ex. 省エネ家電への買い換え・断熱など)	・省エネに関する取組やメリットの紹介(②、③への誘導)
② 家電等における省エネのメリット	・省エネ家電へ買替えた際のメリット(使用電力量、コスト、CO ₂ 削減量の比較等)を県民に対し効果的に伝えるような内容(メリットに関する根拠等のデータは県から提供する)
③ 住宅における省エネのメリット	・住宅を断熱改修した際のメリット(使用電力量、コスト、CO ₂ 削減量の比較等)を県民に対し効果的に伝えるような内容(メリットに関する根拠等のデータは県から提供する)
④ 補助金等の導入支援に関する各種制度の情報提供	・国、県、市町村の補助金等、検索者が活用しうる制度に関する情報を一括提供できること(制度一覧等は県から提供する)
⑤ 省エネ・断熱に関するリンク集	・リンクを掲載するウェブサイト等の一覧は県から提供する
⑥ その他(独自提案)	・ターゲットへの訴求効果が高いもの

ウ 要求仕様

別紙1の要求仕様に掲げるとおり

エ サイトの運用開始時期

令和8年10月1日からサイトの運用を開始すること。

オ サイトの保守・管理

(ア) サイト公開日から令和9年3月31日までの間、サイトの保守・運用管理を行うものとする。

(イ) サイトの内容に変更があった場合、委託業務期間内に随時更新するものとする。

(2) 信州省エネポータルサイトの普及啓発

ア 内容

以下の項目を基本としつつ、県と受託者が協議し、内容を決定する。

項目	備考
① 省エネ啓発動画等の制作	<ul style="list-style-type: none"> ・視聴者を信州省エネポータルサイトへ誘引するための省エネ啓発動画を作成する。(15秒または30秒) ・その他、必要に応じて②で実施する広告に必要な素材を作成する。(静止画・スライド等、実施する広告掲出により適した形とすること。)
② ウェブサイト等における広告	<ul style="list-style-type: none"> ・①で制作したコンテンツを活用し、ウェブサイト(Google、Yahoo!、YouTube、TVer等)、SNS(Instagram、X(旧Twitter)、LINE等)において、ターゲット層に応じた広告配信を行うこと。 ・広告配信にあたっては、配信方法、配信対象、期間、配信・表示回数等を明示した計画書を提出すること。
③ チラシの制作	<ul style="list-style-type: none"> ・信州省エネポータルサイトの周知用チラシの制作を行う。 ・A4両面カラー印刷、印刷部数は5,000部とする。
④ WEBバナー制作	<ul style="list-style-type: none"> ・信州省エネポータルサイトのバナー制作を行う。 ・サイズについては3種類制作するものとする。

イ 動画広告の配信時期

令和8年10月1日から動画の配信を開始すること。

5 成果品の納品

受託者は、本業務の完了後、委託契約書に基づく県の検査に合格したときは、次の成果品を県に納品するものとする。

- ア 委託業務完了報告書
- イ 本業務で制作したシステム一式（ウェブサイト関連）
- ウ ウェブサイトシステムの仕様情報及び編集マニュアル
- エ その他本業務で制作した制作物一式

※ア、ウ、エについては、それぞれ紙2部及び当該データを保存した電子媒体1部を以下に提出し、イについては、公開サーバへの格納により納品すること。

【提出先】

〒380-8570

長野県長野市大字南長野字幅下692-2 長野県庁6階

長野県環境部ゼロカーボン推進課

6 留意事項

- (1) WEB 広告を利用する場合は、以下の内容を実施すること。
- ア WEB へ掲載する情報は、ウェブアクセシビリティへ配慮すること。(JIS X8341-3 に準拠)
 - イ WEB 広告の効果（インプレッション数やクリック数等）を検証し、概ね2週間ごとに委託者に報告の上、より効果的な方法へ改善すること。
 - ウ 次に掲げるサイトへ広告を掲載しないように配慮すること。
 - ・法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの。
 - ・公の秩序若しくは善良の風俗に反するもの又はそのおそれがあるもの。
 - ・人権その他の他者の権利を侵害するもの又はそのおそれがあるもの。
 - ・政治性または宗教性のあるもの。
 - ・特定の主義主張を目的とするもの。
 - ・上記に掲げるもののほか、委託者が広告を掲載することが適当でないとみとめられるもの。
- ※掲載サイトについては、契約後、上記サイトへできる限り掲載されないよう、委託者と受託者が協議の上決定する。
- (2) 制作物が他の所有権や著作権、肖像権を侵害するものではないこと。
- (3) 本業務に関する所有権や著作権は、原則として全て委託者に帰属するものとする。ただし、受託者が従来から権利を有している受託者固有の知識、技術に関する権利等（以下「権利保有物」）については、受託者に留保するものとし、この場合、委託者は権利保有物について当該権利を非独占的に使用できることとする。なお、本業務で制作した制作物については、県公式ホームページや県の YouTube など、委託者での二次利用を想定しているため、制作段階で、委託者が二次利用できることを考慮して制作すること。万が一、委託者での二次利用ができない制作物がある場合は、その理由などを委託者へ説明し、委託者と協議の上業務を進めること。
- (4) (1)ウに記載されているサイトなど、掲載することが不適切なサイトに広告が掲載されたことが判明した場合は速やかに出版を停止し、委託者に報告の上、対応を検討すること。

7 その他

- (1) 本業務の目的を充分に理解した上で業務を遂行すること。
- (2) 本業務の実施にあたっては、県と詳細に協議を行い、県の承認を受けて業務を行うこと。
- (3) 委託契約締結後、速やかに業務実施に係るスケジュール及び体制表を作成し、県へ提出すること。
- (4) 委託料又は履行期間を変更する必要があるときは、協議の上、書面によりこれを定める。
- (5) 本委託業務の実施に要した経費は、他の事業と経理を区分すること。
- (6) 受託者は、やむを得ない事情により本仕様書の変更を必要とする場合は、あらかじめ県と協議の上、仕様書変更の承認を得ること。
- (7) その他、本業務の実施に当たり生じた疑義等については、県と協議の上、合意した内容に基づき業務を実施すること。

(別紙) 信州区エネポータルサイト 要求仕様

1 基本要件

(1) サイトの作成及びデザインについて	<p>ア トップページは洗練され、利用者が必要な情報を見つけやすいデザインとする。</p> <p>イ 閲覧者の関心を引き、省エネに関する知識やメリット等をわかりやすく伝えるためのデザイン及びコンテンツを提供する。</p> <p>ウ 省エネに係る適切な情報や相談場所へ迅速に到達することができるサイト設計とする。</p> <p>エ スマートフォンやタブレット向けにパソコン用サイト内の表示を最適化できるようにする。</p> <p>オ 県がイラスト等の作成を依頼した場合、これを行うこと</p>
(2) 最新情報掲載について	<p>ア 県が情報を更新できるようにする。</p> <p>イ サイト内の更新が一目で分かり、最新情報へリンク設定ができるようにする。</p>
(3) 県の施策(補助金等)の掲載ページ	<p>ア 随時、県が情報を更新できるようにする。</p>
(4) システムについて	<p>ア ポータルサイトのドメインを取得し、委託者に提供すること。</p> <p>イ セキュリティ対策が完備されたサーバーを調達し、委託者に提供する。なお、当該サーバーの設置場所は国内の安全な場所とする。</p> <p>ウ システムのセキュリティ対策については、最新の情報を元に万全な対策を実施すること。使用するソフトウェアで脆弱性が発見された場合は、直ちに対応すること。</p> <p>エ 日本国内で通常使用されているブラウザおよびO S等で支障なく利用できること。また、利用者が閲覧するために特別なソフトは必要としないシステムとする。</p> <p>オ 利用者の通信速度に配慮し、表示にあたっては利用者が不快にならないようにする。</p> <p>カ 各コンテンツのアクセス解析を可能にすること。</p> <p>キ Word や Excel を扱う感覚で職員だれもが入力できるような操作性を考慮する。</p> <p>ク 24 時間の連続稼働に対応し、常時システム異常の把握を行うこと。</p> <p>ケ 障害発生時に直ちに対応を行うこと。</p> <p>コ 全てのページを SSL 化すること。</p> <p>サ 納品後から令和9年3月31日までの保守・運用経費は、あらかじめ委託料の中に見込むものとする。</p>

2 その他要件・留意事項

- (1) 更新作業は、長野県の行政事務パソコンから仮想デスクトップ方式にて、インターネットを経由の上、ウェブ上で処理できるものとする。
- (2) CMS 等により、専門知識を要さず、レイアウトが崩れることなく容易に更新作業を行える環境を整備すること。
- (3) アクセシビリティに配慮された設計仕様であること。(JIS X8341-3 に準拠)
- (4) SEO (サーチエンジン最適化) 対策を講じること。
- (5) 他社の知的財産権を侵害しないよう配慮すること。
- (6) 作成にあたって、コンテンツ作成案を提出し、適宜委託者と情報共有すること。
- (7) 次年度以降の保守・運営経費（サーバー使用料等）が必要最低限となるよう配慮すること。
- (8) 管理者より操作説明等を求められた場合は、誠実に応じること。
- (9) 独立行政法人情報処理推進機構セキュリティセンターが作成した「安全なウェブサイトの作り方」を参考に構築すること。